

Ⅲ-3 介護保険サービス等の種類

平成29('17)年4月

	予防給付におけるサービス	介護給付におけるサービス
都道府県が指定・監督を行うサービス	<p>◎介護予防サービス</p> <p>〔訪問サービス〕 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導</p> <p>〔通所サービス〕 ○介護予防通所リハビリテーション</p> <p>〔短期入所サービス〕 ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護</p> <p>○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売</p>	<p>◎居宅サービス</p> <p>〔訪問サービス〕 ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導</p> <p>〔通所サービス〕 ○通所介護 ○通所リハビリテーション</p> <p>〔短期入所サービス〕 ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護</p> <p>○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売</p> <p>◎居宅介護支援</p> <p>◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設</p>
市町村が指定・監督を行うサービス	<p>◎介護予防支援</p> <p>◎地域密着型介護予防サービス ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</p>	<p>◎地域密着型サービス ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○小規模多機能型居宅介護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型通所介護</p>
その他	○住宅改修	○住宅改修
市町村が実施する事業	<p>◎地域支援事業</p> <p>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・その他生活支援サービス ・介護予防ケアマネジメント</p> <p>(2) 一般介護予防事業 ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・一般介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業</p> <p>○包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>○包括的支援事業（社会保険充実分） ・在宅医療・介護連携推進事業 ・生活支援体調整備事業 ・認知症総合支援事業 ・地域ケア会議推進事業</p> <p>○任意事業</p>	

注 平成26('14)年の介護保険法の一部改正により、29('17)年4月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業を全ての市町村が実施することとされており、上図は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施している市町村を前提としている。

出典 厚生労働統計協会『国民の福祉と介護の動向 2017/2018』p.154